

委託業務特記仕様書（令和3年2月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

（本業務の特記仕様事項）

第6条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

＜トンネル修繕設計＞

1 目的

道路トンネルにおいて、点検結果や調査結果から変状状況やその進行性を把握し、中長期的にトンネル機能を回復・維持することを目的とした補修・補強対策を行うもの。

2 調査

（1）近接目視点検

高所作業車を用い、覆工や坑門及び付属施設の近接目視点検を行う。漏水箇所については、1分間当たりの漏水量を測定することとする。

（2）打音調査及び叩き落とし

ひび割れや打ち継ぎ目等の変状の周囲については、ハンマーによる打音調査を行い、剥落の可能性の高い箇所については、応急措置としてハンマーを用いてできる限り叩き落とすこととする。

（3）点検表及び報告書作成

点検表に記入し、報告書を作成する。なお、報告書作成には、調査計画の提案、応急対策・抜本対策の提案、概算工事費の算出を含むものとする。

3 補修計画

（1）設計計画

徳島県設計業務仕様書第1111条に示される業務計画書を作成する。

（2）現地踏査

設計業務等の実施に当たり、必要に応じて現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。

（3）詳細調査結果とりまとめ及び健全度評価

調査結果のとりまとめ（調書、損傷図、写真）

損傷程度の評価及び対策区分の判定、損傷原因の特定を行う。

（4）補修工法の検討

既設トンネルで、検討した各種補修対策を設計する。

損傷状況に応じた補修工法を選定する。

工法選定にあたっては、構造特性、施工性、維持管理、経済性等を考慮して決定する。

各補修対策工法に対する設計図、数量計算、照査、報告書を取りまとめる。

（5）施工計画

検討された工法により工事を実施するために必要な施工計画を立案する。

施工計画図及び施工時の留意点等を取りまとめる。

（6）関係機関との協議資料作成

設計図書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成する。

（7）設計協議

①業務着手：業務計画書を基に調査方法、調査内容、設計内容の打ち合わせを行い、既存資料等の貸与を行う。

②中間打合せ：調査終了時及び設計終了時に調査結果及び設計結果の打ち合わせを行う。

③成果納入時：成果品の内容について打ち合わせを行う。

4 機械器具費等

（1）機械器具費及び安全費

・交通規制設備（カラーコーン、矢印板（山側）、看板、回転灯、発電機を含む（規制車両が必要な場合は別途））

・高所作業車（トラック架装リフト、幅広デッキ・ブーム型 作業高8～10m）

・投光器（400W×2灯）

十分安全に留意し、作業するものとする。

<トンネル定期点検>

1 本業務は、国土交通省の「道路トンネル定期点検要領（平成31年2月）」に基づき行うものとする。

2 業務内容

（1）計画準備

点検に必要な資料の収集・出力、業務計画書及び実施計画書作成、現地踏査、及び関係機関との協議資料作成等を行う。

1）計画準備

貸与された資料及び現地踏査結果より業務計画書及び実施計画書の作成を行う。

2）資料収集整理

業務計画書及び、詳細なトンネル毎の点検計画となる実施計画書等の作成に必要な関連資料等の収集を行う。

3）関係機関協議

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成を行う。

（2）状態の把握（点検）

1）「点検要領」に基づき、トンネル点検車等を用いて、トンネル本体工及び付属物等の取付状態を近接目視（必要に応じて行う打音検査や触診、応急措置等を含む）にて行う。

2）うき・はく離箇所ハンマーによる撤去、取付金具類のボルトの増し締め、がたつきのある照明灯具の番線固定等の点検作業時に実施する応急的な措置を行う。

3） $0 \leq C \leq 0.1$ を初期設定としているが、点検終了後、実際のひび割れ密度に基づき精算するものとする。

（3）健全性の診断

1）状態の把握と次回定期点検までの間の装置の必要性について総合的な診断を行う。

トンネル本体工の変状を外力、材質劣化、漏水に区分して、材質劣化または漏水に起因する変状はそれぞれの変状毎に、外力に起因する変状は覆工スパン毎に整理して、道路トンネル毎の健全性の診断を行う。

2）変状毎及び覆工スパン毎に得られた外力、材質劣化、漏水に関する各変状のうち最も評価の厳しい変状等の評価を採用し、その覆工スパン単位での健全性とする。さらに各トンネルの各覆工スパン単位での最も評価の健全性を採用し、そのトンネル単位の健全性とする。

3）付属物等の取付状態に対する判定（以下、異常判定）は、定期点検を行う者が現地にて判定区分を用いて行う。

（4）報告書等作成

1）報告書の作成

点検業務の成果として、作成した資料や定期点検記録様式等のとりまとめを行う。

2）定期点検記録様式の作成

状態の把握（点検）および健全性の診断をもとに定期点検記録様式をMicrosoft Excelにて作成し記録するものとする。

また、必要に応じて道路管理者が保有するトンネル台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

なお、Microsoft Excelで作成した定期点検記録様式については、電子媒体でも納品すること。